

令和9年(2027年)4月から 各種公共施設の料金を改定します

日頃より、公共施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、物価の上昇や運営にかかる費用の増加を受け、施設を将来にわたり安定して運営していくため、各種公共施設の使用料を改定することとなりましたので、お知らせいたします。

今後も安心してご利用いただける施設運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

改定後の利用料金は、令和9年(2027年)4月から適用されます。

改定の背景

物価高騰による コスト増



- ✓ 公共施設の運営には人件費や光熱水費などのコストがかかります。
- ✓ 物価高騰の影響でコストが増加し、将来にわたる安定運営に支障が出かねない状況です。

負担の公平性の 確保



- ✓ 施設は利用者が負担する「使用料」と、利用しない人を含む皆さまの「税金」で成り立っています。
- ✓ 料金改定により、この負担のバランスを是正します。

持続可能な 行政サービスの提供



- ✓ 今回の改定は、施設の安定運営や機能・サービス向上に活用し、長く使いやすく保つための見直しです。
- ✓ おおむね5年ごとに点検し、常に、時代に合った適正な料金であるように努めます。

料金改定の対象施設や料金改定の考え方など、詳しくは市のホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



<お問い合わせ先>

- 施設運営や施設の料金に関すること:生涯学習センター(Tel.042-648-2231)
- その他料金改定全体に関すること:経営改革課(Tel. 042-620-7423)



※ 生涯学習センター(川口分館)における改定後利用料金は裏面を御参照下さい。

【令和9年4月1日以降】 八王子市生涯学習センター(川口分館) 施設使用料一覧表

(単位:円)

施設名	使用区分							
	現行料金				改定後料金			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	午前9時00分 ～ 正午	午後1時00分 ～ 午後5時00分	午後5時30分 ～ 午後9時30分	午前9時00分 ～ 午後9時30分	午前9時00分 ～ 正午	午後1時00分 ～ 午後5時00分	午後5時30分 ～ 午後9時30分	午前9時00分 ～ 午後9時30分
第1学習室	600	800	800	2,200	800	1,100	1,100	3,000
第2学習室	600	800	800	2,200	800	1,100	1,100	3,000
第3学習室	600	800	800	2,200	900	1,200	1,200	3,300
視聴覚室	1,350	1,800	1,800	4,950	1,900	2,500	2,500	6,900
第1創作室	600	800	800	2,200	900	1,200	1,200	3,300
第2創作室	1,050	1,400	1,400	3,850	1,500	2,000	2,000	5,500

(使用料には消費税が含まれています)

※連続使用できるのは3日です。

※使用区分には、「準備」～「後片付け」の時間も含まれます。

※午前と午後、午後と夜間などを通じて使用する場合、各々の時間帯の間は無料です。

※第2学習室と第3学習室は間仕切りを取り払うことにより、1室として利用することができます。